



# Disclosure 2023

兵庫信用金庫の現況



<https://www.shinkin.co.jp/hyoshin/>



## CONTENTS

### 金庫の概要

- 当金庫の概要 ..... 02
- 令和5年度の事業方針 ..... 03
- 兵庫信用金庫と地域社会 ..... 04

### 経営体制

- 総代・総代会 ..... 06
- 組織・役員一覧 ..... 08

### リスク管理体制

- 内部管理基本方針 ..... 09
- リスク管理体制 ..... 10
- コンプライアンス態勢 ..... 12
- マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー ..... 13
- お客様保護態勢 ..... 14

### 地域密着をめざして

- 中小企業の経営支援 ..... 18
- 職場環境向上への取組み ..... 21
- 地域貢献・環境推進活動 ..... 22
- 沿革・トピックス ..... 24

### 営業のご案内

- 営業のご案内 ..... 25

### 資料編(財務内容)

- 開示項目一覧 ..... 30
- 令和4年度の業績 ..... 31

### 店舗のご案内

- ひょうしんのネットワーク ..... 32

# 地域貢献度の高い 信用金庫をめざして

理事長 園田和彦



## ごあいさつ

平素は兵庫信用金庫に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、当金庫の経営理念、事業方針をはじめ、財務、業務内容や地域貢献活動について分かりやすくお伝えし、より一層のご理解をいただくことを願い「兵庫信用金庫の現況2023」を作成いたしました。是非ご高覧いただき、当金庫が更に皆さまのより身近な金融機関になることができれば幸いです。

さて、令和4年度の我が国経済は、供給制約の緩和とコロナ禍で先送りされたpent-up需要やインバウンド需要の回復による経済活動の正常化により、内需を中心に持ち直しつつある一方、世界的な物価上昇のもと各国で見られる金融の引き締めは、経済の足かせとして重くのしかかり、世界経済減速による国内経済への影響が懸念されました。加えて、世界的な金

利上昇を受け、市場を取り巻く環境も不確実性が高まっています。

また、少子高齢化・後継者不足等の根源的な問題に加えて、エネルギー価格や物価上昇等の影響により、地域経済を取り巻く環境はより厳しいものとなっており、未だ先行きが見通せぬ状況にあります。地域金融機関としての使命を全うすべく、お客様の資金繰りの安定や業務の支援等に一層注力してまいります。

このような環境下ではありましたが、当金庫は「第9次中期経営計画」の最終年度として、「お客様との情報関係性を深め、お客様と地域社会の課題に答える」、「経営環境の変化に打ち勝つ、健全な業務運営・経営基盤の確立」、「地域、お客様の成長を担う人材の育成」の基本方針のもとに、地域密着型の営業活動を徹底し、皆様から変らぬご支援を賜った結果、本年度の経常利益は1,497百万円、当期純利益は1,481百万円となりました。

令和5年度は、「第10次中期経営計画」(3ヵ年)を策定し、「顧客」、「組織」、「職員」、「財務」の観点から以下4つの基本方針、1.「企業の成長支援と家計の資産形成支援の徹底」、2.「営業力強化に向けた組織運営」、3.「地域・お客様の成長を担う人材の育成」、4.「リスクテイク(信用・市場)とリスク管理の対応力強化」のもとに役職員一同、引き続き営業活動に取組み、地域経済の持続的な成長に貢献してまいります。

最後に、当金庫は昭和49年4月に「はりま信用金庫」と「神和信用金庫」が合併し、令和6年4月をもって設立50周年を迎えます。これもひとえに、皆様のご支援があったからこそと感謝申し上げますとともに、今後も変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上

令和5年6月



コンセプトは未来。ひょうしんのシンボル「のじぎく」を表現しています。アーチ状になったたくさんの丸はテクノロジーとともにお客様のニーズにお応えしながら、お客様とともに歩みつけていくひょうしんと、お客様の未来のために、ニーズにあった対応を常に心がける強いリーダーシップ精神を表しています。

# 当金庫の概要

## ❖ 経営理念

まこと  
愛と信と和を基に

あふるる活力により

金庫の発展をめざし

しあわせ  
私たちの幸福とともに

地域社会に価値ある存在となろう

## ❖ 金庫の概要

令和5年3月末現在

創業 昭和6年1月12日

本店 姫路市北条口三丁目27番地

会員数 41,873名

出資金 2,404百万円

店舗数 40カ店

店外ATM 13カ所

役員数 478名



## ❖ ビジョン

### 地域貢献度の高い金融機関

本当に地域が望んでいるものは何かをお客さまとの「輪」の中から見極め、以下の三つの信用金庫をめざします。

1 法令を守る信用金庫

2 収益力の強い信用金庫

3 活気のある信用金庫

## ❖ 当金庫の主要な事業の内容

### 1 預金業務

#### ■ 預金

当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金を取り扱いしております。

#### ■ 譲渡性預金

譲渡可能な預金を取り扱いしております。

### 2 貸出業務

#### ■ 貸付

手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱っております。

#### ■ 手形の割引

商業手形、でんさいの割引を取り扱っております。

### 3 内国為替業務

振込、送金および代金取立等を取り扱っております。

### 4 有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

### 5 附帯業務

#### ■ 代理業務

- ① 日本銀行歳入代理店
- ② 地方公共団体の公金取扱業務
- ③ 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
- ④ 株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
- ⑤ 独立行政法人住宅金融支援機構等の代理貸付業務
- ⑥ 信託代理店業務

#### ■ 保護預りおよび貸金庫業務

#### ■ 有価証券の貸付

#### ■ 債務の保証

#### ■ 公共債の引受

#### ■ 国債等公共債および証券投資信託の窓口販売

#### ■ 保険商品の窓口販売

#### ■ 電子債権記録業に係る業務

でんさいネットによる決済サービスを取り扱っております。

# 令和5年度の事業方針

## ❖ 中期経営計画

当金庫は、令和5年度を開始年度とする期間3力年の経営計画「第10次中期経営計画—「共通価値」の深化— 地域・お客様の成長とひょうしんの成長の両立」を策定しております。

本計画におきましては、これまで取り組んできた「地域・お客様との共通価値の創造と発展」を継続・拡大していくため、お客様への貢献を更に推し進めると共に、「兵庫信用金庫の成長」の両立を目指しております。

また、「経営理念」に基づき、以下4つの基本方針を策定しています。

第10次中期経営計画の概要	
名称	第10次中期経営計画 —「共通価値」の深化— 地域・お客様の成長とひょうしんの成長の両立
期間	自2023年(令和5年)4月1日 至2026年(令和8年)3月31日
基本方針	1. 企業の成長支援と家計の資産形成支援の徹底 2. 営業力強化に向けた組織運営 3. 地域、お客様の成長を担う人材の育成 4. リスクテイク(信用・市場)とリスク管理の対応力強化

※共通価値: 当金庫が、お客様との課題の共有、最適なソリューションを通じて、地域やお客様と共に成長・発展していく好循環の関係

## ❖ 令和5年度事業計画

令和5年度は、第10次中期経営計画における4つの基本方針に基づき、右記の重点施策に取り組んでまいります。

当金庫は、これまでお客様との関係性構築に向けその機会を増やすほか、お客様が真に必要としているニーズや情報を営業店・本部が一体で把握・管理する体制を整備し、お客様の課題解決に向けた最適なソリューション提供を推し進めてきました。

本計画では、これを一層深化させ、お客様の持続的成長が当金庫の収益に結びつくような好循環、すなわち「共通価値」の創造と発展に向け取り組むことで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

持続可能な社会の実現に向けて当金庫は、令和3年4月1日に「ひょうしんSDGs宣言」を公表いたしました。詳しくは、「ひょうしんSDGs宣言(P22)」をご参照ください。

### 1. 企業の成長支援と家計の資産形成支援の徹底

#### 重点施策

- (1) 情報リレーション(課題解決型)営業と伴走支援の強化
- (2) ライフステージに応じた顧客本位の金融サービスの提供

### 2. 営業力強化に向けた組織運営

#### 重点施策

- (1) 最適な人員配置と店舗戦略の推進
- (2) 本部業務を中心としたデジタル化・業務効率化の推進

### 3. 地域、お客様の成長を担う人材の育成

#### 重点施策

- (1) 職員一人ひとりの自己成長促進への取り組み
- (2) 働きがいの追求と貢献意欲向上への取り組み

### 4. リスクテイク(信用・市場)とリスク管理の対応力強化

#### 重点施策

- (1) お客様の企業価値向上に資する支援等への取り組み
- (2) 市場動向に応じたポートフォリオの再構築とモニタリング強化

各種施策の実施により、持続可能な社会の実現に貢献する

## 兵庫信用金庫と地域社会

## ひろげましょう 心と心のおつきあい

## ❖ ひょうしんの地域貢献に関する考え方

当金庫は、姫路・神戸を中心に県下の瀬戸内沿岸地域を主な事業区域として、地区内の中小企業者や住民が会員となって、相互に助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の地域金融機関です。

当金庫は、経営理念の中に「地域社会に価値ある存在となろう」やビジョンとして「地域貢献度の高い金融機関」になることを掲げており、地元の中堅企業並びに地域の皆さまに対して、金融を通じた地域経済への貢献が使命であると考えております。特に、皆さまからお預かりした大切なご預金は、地元で資金を必要とする方々にご融資を行い、事業や生活の繁栄のお手伝いをする事で、地域経済の持続的発展に努めております。

今後も、本業である金融機能を介した資金や情報の提供のほか、地域社会の一員として文化面や環境保全などの地道な活動を通じて、地域の皆さまとの絆をより強いものにし、広く地域社会の活性化に貢献してまいります。

※計数は令和5年3月末現在

## お客様からお預かりしている預金積金について

地域の金融機関として、お客様からお預かりしている大切な財産を安全・確実に運用し、地域の発展に努めてまいります。また、地域のお客様の資産づくりのお手伝いをするために新商品の開発やサービスの充実に向けて努力してまいります。

※当金庫で取り扱いしております商品については、「営業のご案内」をご覧ください。

■預金積金残高…………… 708,765百万円

## お客様 / 会員

会員数：41,873名  
出資金：2,404百万円

## 貸出金以外の運用に関する事項

融資以外の運用については、運用資産の安全性や流動性を重視し、そのリスクを十分把握した上で、収益性を高めるために有価証券投資や預け金の預入等を行っております。また、経済環境の変化や金利・株価・為替等の変動に対応した運用に努めております。

有価証券の期末運用残高は、前期比84億円減少して2,384億円となりました。

保有する有価証券と預金残高の比率(預証率)は、33.6%です。

■余資運用残高……………402,074百万円

※余資とは、預け金、コールローン、買入金銭債権、有価証券のことをいいます。

出資金

預金積金

ひょうしん

店舗数：40カ店  
役職員数：478名

貸出金

支援サービス

## 今期の決算について

「顧客や地域から真に必要とされる金融機関」の実現に向け、情報リレーション営業や伴走型支援に注力したものの、資金需要の停滞や新型コロナ関連融資の償還等により貸出金利息は減少しました。

しかしながら、市場金利が上昇するなか堅調に有価証券利息配当金を確保したことに加え、不良債権処理費用が減少した結果、当期純利益は14億円を計上することができました。

## 地域のお客様へのご融資について

お客様からお預かりしている大切な預金積金は、地元企業の健全な発展と地域社会の活性化を目的として還元しております。また、様々な事業資金や個人消費資金ニーズにお応えするため各地方公共団体の融資制度等を活用し、融資商品の拡充に努めてまいります。

※当金庫で取り扱いしております商品については、「営業のご案内」をご覧ください。

■貸出金残高…………… 315,572百万円

■預金積金に占める貸出金の割合…44.52%

■貸出金残高の内訳

事業性資金…………… 214,109百万円

個人向け資金…………… 78,571百万円

地方公共団体向け資金… 22,892百万円

## 取引先へのご支援等について

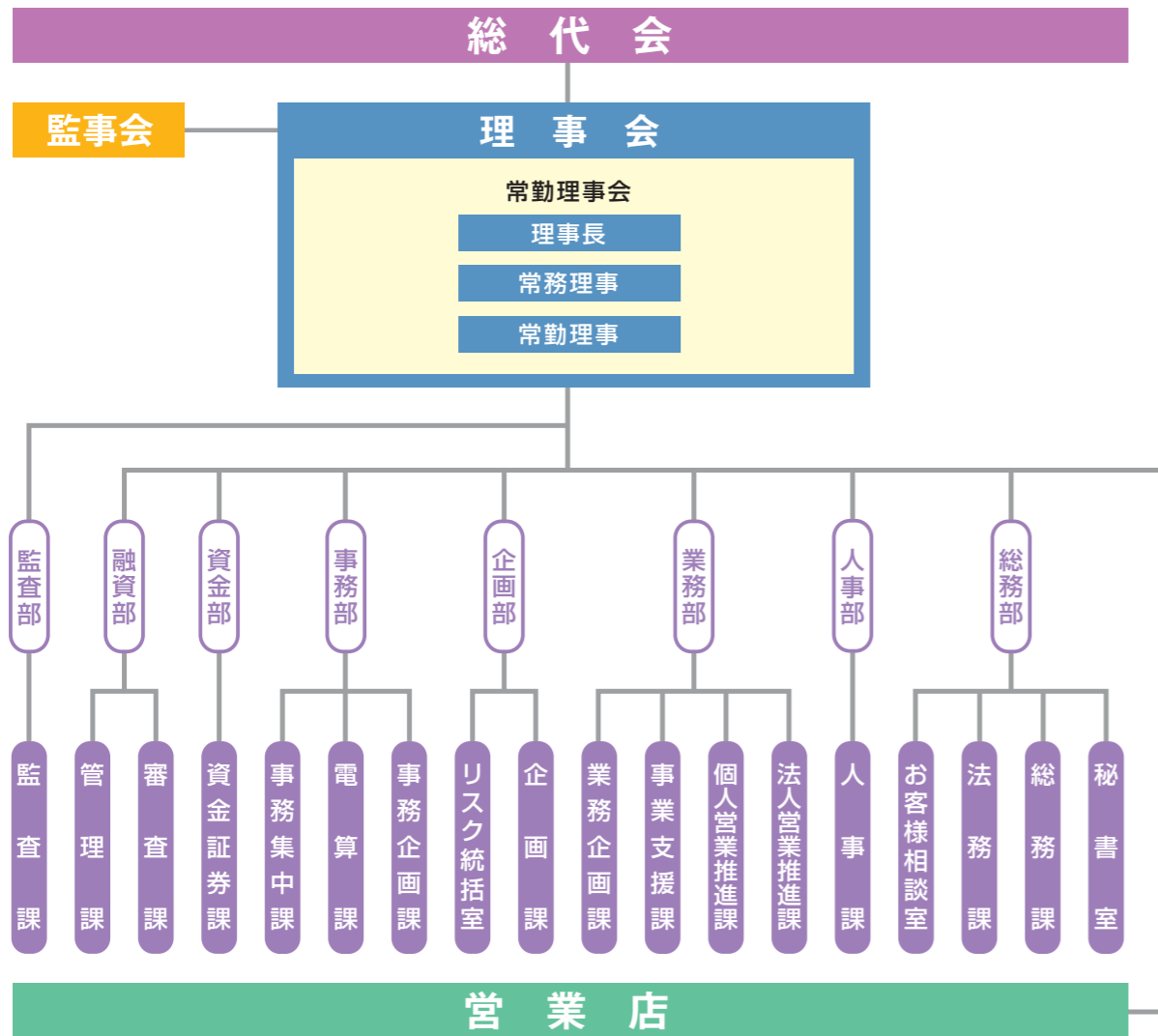
当金庫は、地域に密着した金融機関として、地域の皆様にご貢献することをめざし、財務面の問題はもとより、販路開拓、人材確保の支援及び事業承継等、お客様のライフステージに合わせた相談ニーズに幅広く対応できる態勢を整えております。様々な外部の専門機関とも連携を図りつつ、本部と営業店とが一体となってサポートに努めております。



「ひょうしん」はお客様との対話を通じてお客様本位の良質な金融サービスを提供いたします。



# 組織・役員一覧



## 役員

理事長 (代表理事)	園田 和彦	常勤理事	津元 健志
常務理事 (代表理事)	井上 和明	非常勤理事	新 尚一 (※1)
常務理事 (代表理事)	益尾 匡則	非常勤理事	澤田 恒 (※1)
常務理事	木村 真也	常勤監事	伊藤 寛
常勤理事	垣内 良基	非常勤監事	北本 敏 (※2)
常勤理事	後藤 武		

※1 理事 新 尚一、澤田 恒は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。  
 ※2 監事 北本 敏は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

## 執行役員

執行役員	所 招生	執行役員	船 引 紀 昌
執行役員	阿 在 知 彦	執行役員	山 野 富 広

## 会計監査人

有限責任 あずさ監査法人

(令和5年6月未現在)

# 内部管理基本方針

当金庫はビジョンとして、地域貢献度の高い金融機関となることを掲げ、これを具現化するために「①法令を守る信用金庫、②収益力の強い信用金庫、③活気のある信用金庫」を目指しております。

また、業務の健全性及び適切性を確保するための揺るぎない内部管理態勢があつてこそ、地域社会と共存・共栄が可能な地域貢献型の金融機関であることを経営の方針としております。

理事会はこれらビジョンや経営の方針に基づき、以下のとおり、当金庫の業務の健全性及び適切性を確保するための態勢整備に係る内部管理基本方針を定め、組織全体に周知させることにより、地域の皆様に、より一層の安心・信頼をお届けしてまいります。

## 内部管理基本方針

### 1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、その実践に係る基本方針及び遵守基準を定めた「コンプライアンス・ポリシー」を策定する。かつ、役職員が遵守すべき主な法令等を列挙し、違反行為の防止や早期発見するための具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」及びコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。また、各規定を全役職員に配付し組織全体に周知させる。
- 顧客保護等管理の整備・確立についても顧客保護及び顧客利便向上の観点から経営の最重要課題の一つとして位置付け、その基本理念・対応方針等を定めた「顧客保護等管理方針」「顧客保護等管理規定」を策定し、全役職員に周知徹底する。
- 法令等遵守・顧客保護等管理に関する事項を一元管理する統括部門を設置するとともに本部各部および営業店毎にコンプライアンス担当者を選出し、統括部門との連携を図る。また、公益通報者保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接統括部門の管理者に報告・相談等を行うことができるコンプライアンス相談窓口を設置する。
- 法令等遵守・顧客保護等管理に係る諸施策を具体的に検討・評価し、コンプライアンス体制を確立するためコンプライアンス委員会を設置する。同委員会にて、不祥事件等重大なコンプライアンス違反の恐れがあるとの結論に至った場合は、直ちに理事長に報告するとともに、付議基準に該当する案件は理事会、常勤理事会に付議する。
- 上記の法令等遵守・顧客保護等管理に係る管理態勢に基づき、それらを補完し、コンプライアンス体制をより適切なものとするために、各下位規定を整備し周知する。
- 監査部門は、内部管理態勢の有効性及び適切性に係る検証を行い、その結果について、担当理事を通じ常勤理事会に報告する。また、年度内部監査実施状況について、担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告するとともに、重要事項については、都度担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告する。被監査部門に対しては、必要に応じて改善すべき事項を提案し、その改善状況を検証する。

- 子法人等担当理事及び統括部門、並びに当金庫が就任させた非常勤の取締役、監査役は、当該子法人等の取締役会、株主総会、並びに重要な会議等に出席し、リスク管理に係る諸問題を把握・検討・管理する。
- 当金庫は、子法人等における業務分掌、職務権限をそれぞれ業務運営規定、職務権限規定に定めると共に関連会社管理マニュアルで詳細に明記する。
- 子法人等に係る統括部門または管理部門は、相互に意思の疎通を図り、グループとしての円滑な事業運営に資するため、子法人等の規模や特性等を踏まえて定期的な会議を開催する。
- 当金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 監査部門は、子法人等の法令等遵守態勢の有効性及び適切性に係る検証を行い、その結果は監査部門担当理事を通じ理事会等に報告する。重要事項については、都度監査部門担当理事を通じ、理事会等に報告する。
  - 監査部門は、子法人等及び子法人等統括部門に対しては、必要に応じて改善すべき事項を提案し、その改善状況を検証する。
  - 当金庫グループにおける法令違反等の未然防止と早期解決を図るため、子法人等の取締役等及び従業員も当金庫の内部通報制度を利用することができる。

### 2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 当金庫の理事の職務の執行に係る情報・文書は、「理事会規定」、「常勤理事会規定」等に基づき議事録を作成し、適切に保存・管理する。
- 当金庫の理事および監事はこれらの文書を常時閲覧することができる。

### 3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- 金庫業務に係る各種リスクを統合的に把握・管理し、適正なリスクの範囲内での業務運営を図るため「リスク管理基本規定」及びリスクカテゴリーに応じた管理規定を定めるとともに、年度ごとにリスク管理方針を策定し、金融情勢の変化に対応する。
- 各種リスクを管理するリスク管理担当部門及び各種リスクを統合し管理できる体制を整備し、リスク管理の俊効性及び相互牽制機能を確保する。
- リスク管理担当部門はリスクの状況を定期的又は必要に応じて随時ALM委員会等を通じ、リスク管理委員会に報告する。リスク管理委員会は、各担当部門が管理する各種リスクを統合的に管理し、リスク管理状況の検証およびリスク状況の報告を受け、今後の対応につき討議・検討する。また、経営に重大な影響を与える事案については理事会に対し随時報告する。
- 監査部門は、リスク管理態勢の有効性及び適切性に係る検証を行い、その結果について、担当理事を通じ常勤理事会に報告する。また、年度内部監査実施状況について、担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告するとともに、重要事項については、都度担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告する。被監査部門に対しては、必要に応じて改善すべき事項を提案し、その改善状況を検証する。
- 大規模自然災害、重大なシステム障害及び風評リスク等緊急事態の発生時に生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、理事会により改廃される「危機管理・業務継続方針」、「緊急時対応基準（コンテンツレジリエンスプラン）」、「業務継続基本計画」に基づき、平時より危機管理体制、業務継続体制を整備する。

### 4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 理事会とその委任を受けた審議・決定機関である常勤理事会を一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営および付議事項等は「理事会規定（および付議基準）」および「常勤理事会規定（および付議事項）」に定める。
- 理事会は、業務運営・業務分掌・職務権限等に関する諸規定を策定し、効率的な職務遂行を実現する。
- 理事会は、経営方針、経営計画、業務・態勢に係る基本方針等を定める。

### 5. 次に掲げる体制その他の当金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制

- 当金庫の子法人等の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(第3項および第4項において「取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制
  - 子法人等の担当理事は、関連会社管理規定等に基づき、子法人等から経営上の重要事項に関する報告を受ける。
  - 当金庫関係部及び子法人等の定例会を定期的に開催し、経営上の課題等について協議するとともに、当該子法人等の経営上の重要事項に関する報告を受ける。
  - 内部監査部門は、定期的又は必要があると認められるときは、法令等に抵触しない範囲において、コンプライアンス及びリスク管理の観点から子法人等への監査を行い、その結果を代表理事へ報告する。
- 当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
  - 子法人等の規模や特性等を踏まえ、業務内容に応じた管理部門を関連会社管理規定及び関連会社管理マニュアルに定める。

### 6. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、理事会は監事と協議のうえ、十分検証できる能力を有する職員を配置することができる。

### 7. 前条の職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項

- 当金庫の監事の職務を補助すべき職員の人事に関する事項の決定については、予め監事に同意を求めるとする。

### 8. 当金庫の監事の第6条の職員に対する指示の実効性確保に関する事項

- 当金庫の監事の職務を補助すべき職員が監事監査業務の補助を行う場合は、監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないこととする。

### 9. 次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制

- 当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告するための体制
  - 当金庫の理事は次に定める事項について、事前協議後直ちに監事に報告することとする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
    - 理事会及び常勤理事会で決議された事項
    - 当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
    - 経営状況に関する重要な事項
    - 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
    - 重大な法令、定款違反
    - 公益通報の状況及び内容
    - その他コンプライアンス上重要な事項
  - 職員は前項に関する重大な事実を認識した場合には監事に直接報告できるものとする。
  - 当金庫の監事は理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求められることができるものとする。
- 当金庫の子法人等の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する役員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当金庫の監事に報告するための体制
  - 子法人等の役職員が、法令、定款違反又はその可能性のある事実を発見した場合や当金庫又は子法人等に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合には、当金庫の監事又は法務課・人事課へ報告を行う。なお、法務課・人事課に当該報告がなされた場合にあつては、法務課・人事課は監事への報告を行う。
  - 当金庫の監事は、子法人等の役職員に対して、その職務において必要な事項の報告を求めることができるものとし、その要請を受けた者は、監事に対して速やかに適切な報告を行う。
  - 当金庫の監事は、その職務において必要な範囲において、子法人等の業務執行に係る重要な書類を閲覧できるほか、必要に応じて担当部門に説明を求めることができる。

### 10. 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 当金庫の監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い(人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む)を行うことを禁止する。当該事項をコンプライアンス・ポリシーの「公益通報者の保護について」で表明する。

### 11. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- 当金庫の監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

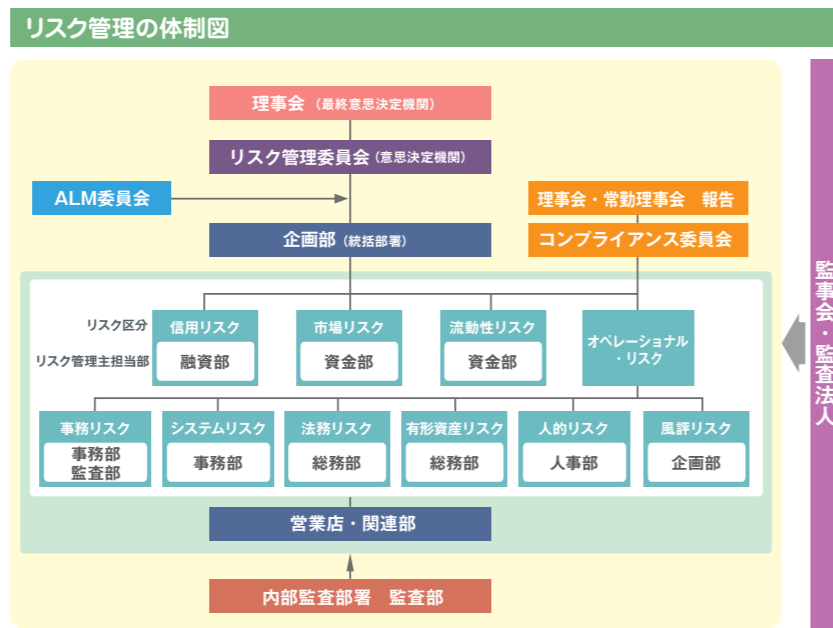
### 12. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 当金庫の監事は、理事会また常勤監事にいたっては常勤理事会、リスク管理委員会等の会議に出席し、業務の執行状況等について適切な監査の実施に努める。
- 当金庫の監事は、会計監査人、監査部門およびコンプライアンス部門等と定期的に意見交換を行い、実効的な監査を実施する体制を確保する。

# リスク管理体制

当金庫はリスク管理を経営の重要課題と認識し、リスク管理の強化・高度化に向けた取り組みなど適切なリスク管理を行うための態勢・運営により、経営の健全性確保と適切な収益の確保に努めております。

リスク管理体制の整備についても、「リスク管理基本方針」を基に各リスクの管理規定及び「年度リスク管理方針」を制定するとともに、定量的なリスク管理等を定めた「統合的リスク管理規定」、各リスクの計量化方法などを定めた「各リスク計測マニュアル」を定め、リスク管理の充実・強化に努めております。



## ❖ リスク管理体制の概要

当金庫は、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するほか、経営陣によって構成された「リスク管理委員会」を設置し、金庫全体のリスク状況を統合的に把握・管理する体制をとっております。

「リスク管理委員会」ではリスク状況を定期的に議論するほか、金融環境の変化時には即座に同委員会を開催するなど機動的な態勢をとっております。更に、リスク管理の実効性を確保するため、組織上独立した内部監査部署による内部監査、監事による監事監査、および監査法人による外部監査を実施しております。

## ❖ 統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等のリスクを各カテゴリー毎に評価し総体的に捉え、定量的に把握・合算したリスク総量を経営体力(自己資本)と比較・対照する等の方法により適切な管理を行うことです。

市場リスクおよび信用リスクについては、それぞれバリュー・アット・リスク (VaR) を計測しています。またオペレーショナル・リスク相当額の算出については、バーゼルⅡにおける基礎的手法を採用しています。

当金庫では、最低所要自己資本比率や健全性の確保を考慮したリスク限度枠を設け、収益計画や市場動向を勘案し市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、預貸金の金利リスクの各リスクにリスク資本の配賦を行っています。これらのリスク限度枠やリスク資本の配賦はリスク管理委員会での協議を経て理事会で決定しています。

当金庫は、経営として許容できる範囲にリスクを制御し適正な収益を上げるため、統合的なリスク管理態勢の整備及び充実に取り組みしております。

## 信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の業況が悪化し貸出金などの元本や利息の回収が困難となり損失を被るリスクです。当金庫は、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を定めた「クレジットポリシー」を制定し、役職員に理解と遵守を促し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。更に、与信先の信用度を反映した信用格付制度の導入やリスクに見合う貸出金利のプライシング設定などによりリスク管理の強化に向け取り組みしております。

また、「資産査定規定」「資産査定実施マニュアル」「償却及び引当規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率、予想損失率により算出された貸倒引当金は、その結果につき、監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

### 信用リスク管理システム

信用リスク管理態勢強化の一環として信用リスク管理システムを導入しております。信用リスク管理システムは、「格付システム」「自己査定システム」「実績率システム」「償却引当システム」「計量化システム」で構成されており、法人信用格付・個人事業主格付並びに随時査定・月次査定等を通じて貸出資産の健全性確保および不良債権の発生未然防止に努めております。

## 市場リスク管理

市場リスクとは、金利や有価証券の価格、為替などの相場が変動することにより、保有する資産の価格が変動し、損失を被るリスクのことです。

当金庫では、経営体力に応じたリスクの範囲内で、健全性を重視し、さらに収益性を高めることを基本とし、統合的に管理しています。

また、債券の種類別残高や低格付債券ならびに仕組商品残高の限度額等の遵守状況や損益状況等の適切なモニタリング体制にくわえ、バリュー・アット・リスクによるリスク限度額および日次のアラームポイントを設定し、相場変動に伴う損失を一定範囲内に制御する体制を整えております。

### バックステイニング

日次ベースで算出されたバリュー・アット・リスク (VaR) 量と評価損益との関係を検証するバックステイニングを実施しています。予測したVaR量を上回る評価損失が発生した場合は、リスク管理委員会を開催しリスク管理方針や運用計画等について協議する態勢としています。

### ストレステスト

ストレステストとは、「起こりうる可能性はあるが、通常のリスク管理からは除外して考える」ような市場の大きな変化に対して、保有する資産の価値がどの程度毀損するかを把握する手法です。当金庫は、「金利125BP上昇と株価20%下落及び為替20%変動」をストレステストと定義しストレステストを行っています。これは、ブラックマンデー時の株価下落と運用部ショック時の長期金利上昇及び1998年通貨危機時の為替変動を想定したものです。この他、「VaRバックテスト超過時の市場環境」によるストレステストを行い損失額を把握しています。

## 金利リスク管理

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫は、定期的に評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、銀行勘定の全ての資産、負債、オフバランス取引を対象に、一定のストレス的な金利変動シナリオを想定した場合に発生する損失額(金利リスク)の計測や、金利更改期を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響などを定期的に評価し、ALM委員会等で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

## 流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期しない資金流出により資金繰りが悪化したり、著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。当金庫では、安全性を優先し、健全な資金ポジションの構築、維持を図ることを基本としております。

## オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、「内部プロセス・人・システムが不適切あるいは機能しないこと、または外部要因により生じる損失に関するリスク」をいい、事務リスク・システムリスク等を含む広義の概念です。オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、「リスク管理基本規定」や各種リスク管理規定を踏まえ、組織体制を整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

また、「お客様相談室」の設置による苦情・トラブルに対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。

なお、当金庫のオペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法を採用しております。

### 事務リスク

事務リスクとは、預金や融資、為替等の事務を適切に処理しなかったため生じる事故、不正等を起こすことで損失を被るリスクをいいます。当金庫では、事務規定の整備、臨店検査、店内検査、並びに事務指導、研修体制の強化により、事務リスク発生時の未然防止の措置を講じ、事務品質の向上に努めております。

### システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動により損失を被ったり、不正使用や情報漏洩等によって損失を被るリスクをいいます。当金庫では、システムの管理手順を定め、システムの安全かつ円滑な運用と不正防止のための管理態勢をとっています。また、定期的に外部監査を受け、システムの信頼性・安全性の確保に努めております。

### 法務リスク

法務リスクとは、当金庫の経営やお客様との取引などにおいて、法令や契約書および金庫内部規定や社会規範等を遵守しないことから生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当金庫は、経営理念、企業行動綱領、コンプライアンス・マニュアル等に基づき、態勢の整備を行い、地域社会からより信頼される企業づくりに取り組んでまいります。

### 有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損失を被るリスクをいいます。当金庫は、適切な管理態勢の整備とリスク軽減に向けた取り組みを進めております。

### 人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不正および差別的行為(セクシャルハラスメント等)から生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当金庫は、各種人事関連規定の整備や通報窓口の設置など公正な人事運営に努めるとともに、教育・研修や職場指導等により、適切な管理を行っております。

### 風評リスク

風評リスクとは、当金庫に関する報道、記事、噂等により当金庫の評判が低下し、信用が毀損されることにより生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当金庫は、これからも、「地域社会に価値ある存在」となるよう地域密着の信用金庫を目指し、お客様との強い信頼関係の構築に努めてまいります。

# コンプライアンス態勢

## ❖ コンプライアンス態勢

コンプライアンスとは、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を全うすることです。

当金庫では、高い企業倫理に従って透明で公正な事業活動を行うべく、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、コンプライアンスへの積極的な取り組みを行っております。

組織体制としては、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る諸施策を具体的に検討・評価、指示するとともに理事会等への報告・提議を行うなど、一連の事案を総合的に管理しております。また、コンプライアンス統括部署として、平成17年1月に「法務課」を新設し、コンプライアンス態勢のさらなる強化を図っております。

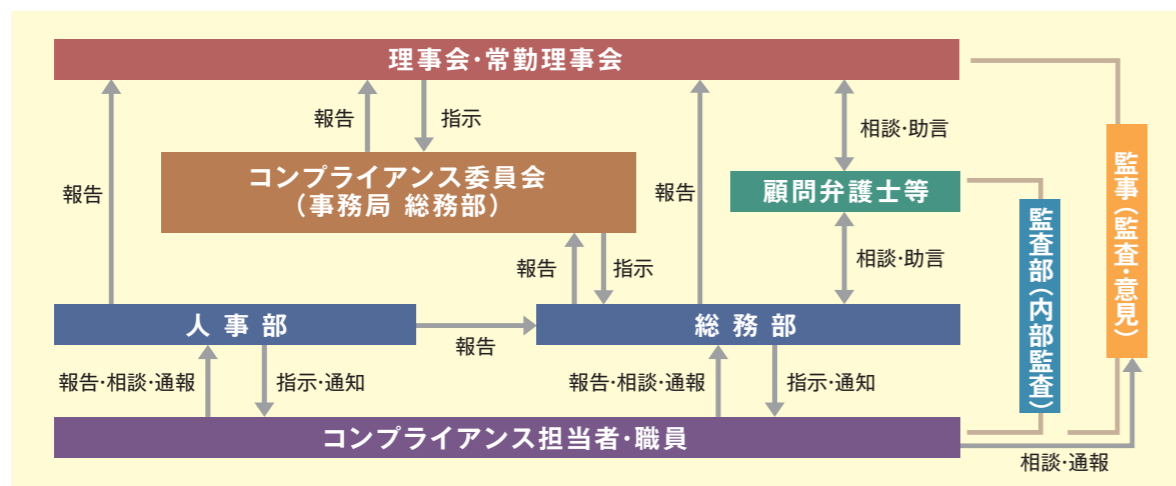
啓発活動としては、「コンプライアンス・ポリシー」「コンプライアンス・マニュアル」等の規定を全職員に配付、また、本部研修、各本店での勉強会を定期的実施し、コンプライアンスの啓発・指導に努めております。

平成17年4月から「個人情報保護法」、平成28年1月から「マイナンバー法」が施行され、当金庫におきましても、「個人情報保護宣言」にてお客様の個人情報の利用目的を公表する等、同法律に基づいた個人情報保護管理体制の整備を行っております。

また、平成18年4月施行の「公益通報者保護法」に対応する態勢も整えております。

これからも、コンプライアンスを最優先させ、地域社会からより信頼される企業づくりに取り組んでまいります。

### 《コンプライアンス組織体制図》



## ❖ 当金庫の企業行動綱領

1. 信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
4. 経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。
5. すべての人々の人権を尊重する。
6. 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。
7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
8. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。
9. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

（「コンプライアンス・ポリシー」より）

# マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー

## ❖ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー

兵庫信用金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

### 1. 運営方針

理事会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえたポリシー・規定・手順等の策定、マネロン・テロ資金供与リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について主導性を発揮します。

また、自金庫のマネロン・テロ資金供与リスクが変化した場合や、運営上の課題が確認された場合には、改めてポリシー・規定・手順等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

### 2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部は総務部とし、総務部が関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取組みます。

### 3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに合った低減措置を講じます。

### 4. 顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。

### 5. 疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

### 6. 資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

### 7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

### 8. 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、主管部である総務部による営業店、ATM等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

### 9. 顧客からの理解促進

顧客からの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店、ATM等を活用して、顧客からの理解を得るための周知、広報活動に取り組めます。

以上



# お客様保護態勢

## ❖ 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、信用金庫業務を通じ、「愛と信と和を基に、あふるる活力により金庫の発展をめざし、私たちの幸福とともに地域社会に価値ある存在となろう」という経営理念のもと、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）について、下記の考え方、方針に基づき適正かつ厳格に取扱うことを宣言いたします。

### 個人情報保護方針

- 当金庫は、お客様の個人情報等の取扱いに関し、個人情報等の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。
- 当金庫は、個人情報等の取得、利用にあたっては、その利用目的を特定することとし、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報等の取扱い（目的外利用）はいたしません。また、目的外利用を行わないために、適切な管理措置を講じます。
- 当金庫は、ご本人の同意を得ている場合、法令に基づく場合を除き、取得した個人情報等を第三者に提供することはありません。

### 個人情報等の取扱い

#### 1. 個人情報とは

本個人情報保護宣言における「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって〔住所・氏名・電話番号・生年月日〕等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる）を含みます。〕。または〔個人識別符号〕が含まれる情報を含みます。なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。（1）身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ<例>顔、静脈、声紋、指紋認証用データ等（2）国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号<例>運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

#### 2. 個人情報等の取得・利用について

##### (1) 個人情報等の取得

- 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所、氏名、電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識、ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
- お客様の個人情報には、①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項②営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」、等の入力事項④電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

##### (2) 個人情報等の利用目的

- 当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- お客様の本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

#### A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的（利用目的）

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申込や継続的なご利用等における判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる受当性の判断のため
- 与信事業に際して当金庫が設置する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため（お取引解約・終了後に行うものも含みます。）
- 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- 各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

#### （法令等による利用目的の限定）

- 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

#### B. 個人番号の利用目的

- 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
  - 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
  - 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
  - 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
  - 預金口座付番に関する事務のため
- 上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

#### (3) ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、お取引のある営業店もしくは右記の当金庫相談窓口までお申出下さい。

#### 3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよういたします。

制定日 平成17年 4月 1日  
改定日 令和 4 年 11月 4日  
兵庫信用金庫  
理事長 園田和彦

- 当金庫は、個人情報等の取扱いに関する苦情及び相談を受けた場合は、その内容について迅速に事実関係等を調査し、合理的な期間内に誠意をもって対応いたします。
- 当金庫は、取得した個人情報等を適切に管理するため、組織的・人的・物的・技術的な安全対策措置を講じ、個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止及び是正に取り組みます。
- 当金庫は、社会情勢・環境の変化を踏まえて、継続的に個人情報保護に関する個人情報保護マネジメントシステムを見直し、個人情報保護への取り組みを改善していきます。

#### 4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求（第三者提供記録の開示も含みます。）があった場合には、請求者がご本人（又は正当な代理人）であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客様本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客様からの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。手続に必要な書面の様式、ご本人又は代理人であることの確認方法等についてご案内させていただきます。

#### 5. 個人情報等の安全管理について

- 当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規定等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。（1）個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン 等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。（2）取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱い方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。（3）個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規定等に違反している事実またはそのおそれ把握した場合は報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。（4）個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。（5）個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。（6）アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

#### 6. 委託について

- 当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。
- キャンシュカード発行・発送に関わる事務
  - ダイレクトメールの発送に関わる事務
  - 情報システムの運用・保守に関わる業務

#### 7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客様から同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供先が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。

この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①-②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客様のご依頼に応じ情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合を除きます）。

#### 8. 加盟する認定個人情報保護団体について

当金庫は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室は、協会の個人情報等の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。（苦情・相談窓口） 日本証券業協会 個人情報相談室 TEL：03-6665-6784 ホームページ：https://www.jsda.or.jp/

#### 9. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に連携します。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の相談窓口までご連絡下さい。

**【個人情報保護管理責任者】 兵庫信用金庫 総務部担当理事**  
**【個人情報等に関する相談窓口】 兵庫信用金庫 総務部**  
フリーアクセス：0120-685-123（受付時間 平日 8:45～17:00）  
Eメール：houmubu@hyoshin.jp

## ❖ 金融商品販売に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- 当金庫は、金融商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な勧誘・販売に努めます。
- 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 当金庫はお客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

（注）当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」および「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関しても本勧誘方針を準用いたします。

## ❖ 「お客様相談室」の設置


平成18年2月に苦情・トラブル対応専任部署として「お客様相談室」を設置し、お客様からの苦情等に対して、迅速、的確に対応できる体制を構築しております。

### 当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店またはお客様相談室で受け付けています。

- 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえで、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等およびお客様相談室にて連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

兵庫信用金庫 お客様相談室	住 所	〒670-0935 姫路市北条口三丁目27番地
	フリーアクセス	 <b>0120-685-123</b> 受付時間／平日 9:00～17:00
	受付媒体	電話、文書、面談、Eメール(houmubu@hyoshin.jp)

※お客さまの個人情報は、苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- 当金庫のほかに、一般社団法人 全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記お客様相談室にご相談ください。

全国しんきん相談所 （一般社団法人 全国信用金庫協会）	住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
	電 話 番 号	03-3517-5825
	受付日時	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00
	受付媒体	電話、文書、面談

- 兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、お客様相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。尚、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	兵庫県弁護士会 紛争解決センター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒650-0016 神戸市中央区橋通1丁目4番3号	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電 話 番 号	078-341-8227	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付時間	月～金（祝日、お盆、年末年始除く） 9:00～17:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

※上記東京弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、「現地調停」「移管調停」の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。詳しくは東京三弁護士会、全国しんきん相談所またはお客様相談室にお尋ねください。

- 投資信託や公共債等の証券業務に関する苦情等は、日本証券業協会より苦情等の解決業務の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）」でも受け付けております。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター （ADR FINMAC） （日本証券業協会）	住 所	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1
	電 話 番 号	0120-64-5005
	受付日時	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00



# 中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組状況

当金庫は、ビジョンとする「地域貢献度の高い金融機関」をめざし、「地域密着型金融の取組方針」を策定し、その達成に向けて日々活動してまいりました。このたび、令和4年度における同計画の主な取組実績を公表いたします。また、同計画の詳細な内容につきましては、ホームページ(https://www.shinkin.co.jp/hyoshin/)において公表しておりますので、ぜひご覧ください。

当金庫は、地域密着型金融を地域金融機関の使命として捉え、自主性・創造性を発揮しつつ、恒久的に、その推進・深化に取り組んでまいります。

## ◆ 主な取組み

①事業支援課を中心に、販路開拓、専門家派遣支援等の各種経営課題の解決に取り組ましました。	②経営革新等支援機関の認定を受け、経営改善計画書策定のサポート等、より一層お取引先企業の経営支援に努めています。	③ひょうご中小企業技術・経営力評価制度に積極的に取り組み、取引先5件の申請を取り次ぎました。	④経営相談会を各営業店で実施しました。	⑤経営改善支援先を18先選定し、経営改善支援に取り組みました。
--	--	--	---------------------	---------------------------------

### 経営革新等支援認定機関について

当金庫は、平成24年8月に中小企業経営力強化支援法が施行された事に伴い、経営改善に取り組む中小企業者に対して、今後も継続して専門性の高い支援事業を実現していく為に、認定申請を提出し、「経営革新等支援機関」に認定されました。

「経営革新等支援機関」を認定する目的・効果としては、中小企業・小規模事業者の経営課題は、多様化・複雑化しており、既存の中小企業支援者に加え、金融機関や税理士法人等の専門性を有する支援事業を行う者の認定を通じ、各支援機関が連携を図り、中小企業・小規模事業者に対して専門性の高い支援事業を実現する事により、地域全体における支援機能の質を高め、中小企業・小規模事業者に対する支援の輪が一層広がる事を期待しております。

尚、自ら経営改善計画等の策定が困難な中小企業・小規模事業者を対象に「経営革新等支援機関」が経営改善計画策定支援を行うことにより、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を促進しております。

\* 経営改善計画策定支援に要する費用等については、総額の2/3(上限200万円)まで、「経営改善支援センター」が支援します。

\* 「経営革新等支援機関」とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上ある者として、「中小企業経営力強化支援法」に基づき、国の認定を受けた公的な支援機関。主な認定支援機関として、税理士・税理士法人・公認会計士・中小企業診断士・弁護士・金融機関等があります。

### ひょうご中小企業技術・経営力評価制度について

この制度は、公益財団法人ひょうご産業活性化センターが技術力・ノウハウや経営力・成長性を評価した評価書を発行し、企業価値のアピール、円滑な資金調達を支援する制度です。

兵庫県内に事業所を有し保証協会の保証対象業種に属する中小企業の皆様が利用できます。

### 経営支援について

地域の中小企業・小規模事業者の皆様幅広い分野にわたる相談事にお応えし、皆様の成長・発展をご支援させていただくことで地域経済の活性化のお役に立ち、地域社会と当金庫の共存・共栄を目指しています。

## ◆ 経営改善支援等の取組実績 (令和4年4月～令和5年3月)

	期初債務者数 A	うち経営改善支援取組先数 a	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数			経営改善支援取組率 a/A	ランクアップ率 β/a	再生計画策定率 δ/a
			β	γ	δ			
正常先 ①	3,080	0	0	0	0	—	—	—
要留意先 うちその他要留意先 ②	1,272	10	0	10	7	0.8	0.0	70.0
うち要管理先 ③	0	0	0	0	0	—	—	—
破綻懸念先 ④	414	8	0	8	6	1.9	0.0	75.0
実質破綻先 ⑤	85	0	0	0	0	—	—	—
破綻先 ⑥	15	0	0	0	0	—	—	—
小計(②～⑥の計)	1,786	18	0	18	13	1.0	0.0	72.2
合計	4,866	18	0	18	13	0.4	0.0	72.2

(注)「再生計画を策定している先数δ」とは「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」を記載しております。

## ◆ 創業・新事業支援融資実績 (令和4年4月～令和5年3月)

	件数	金額(単位:百万円)
創業・新事業支援融資実績	46	176

## ◆ 中小企業再生支援協議会等の活用実績 (令和4年4月～令和5年3月 当金庫持込み分)

	先数
中小企業再生支援協議会	2
保証協会経営サポート会議	4

## ◆ 個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資の取組状況 (令和4年4月～令和5年3月)

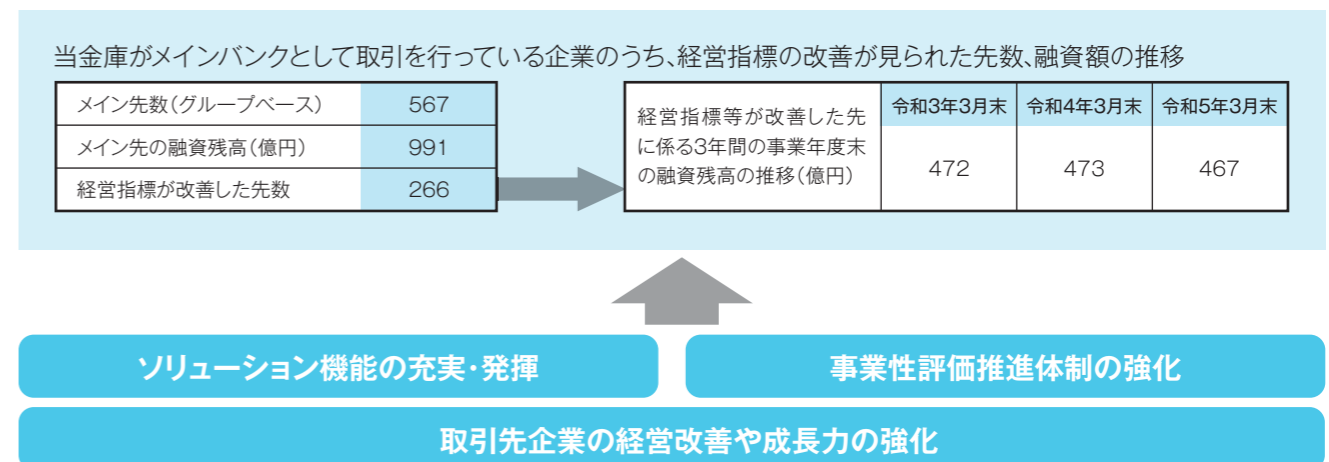
	件数	金額(単位:百万円)
技術評価制度利用融資	10	253
動産・債権譲渡担保融資	0	0
財務制限条項活用融資	5	1,094

## ◆ 当金庫の金融仲介の取組みについて

平成28年9月、金融庁より、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価するための指標として「金融仲介機能のベンチマーク」が策定・公表されました。

当金庫では、地域密着型金融の推進、金融仲介機能の発揮に向けた取組みを実施しております。その取組みの自主点検・自主評価を行うために、ベンチマーク指標等を活用しております。

(ベンチマークの各指標は令和5年3月末基準)



## ライフステージ別の与信先数(先数単体ベース)、融資残高

	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
与信先数(先数)	4,898	372	359	2,407	406	427
融資残高(億円)	2,058	93	178	1,202	143	304

- 信用保証協会や日本政策金融公庫と協調した融資支援
- 創業補助金事業申請に対する助言対応等の支援

当金庫が関与した創業件数	45
当金庫が関与した第二創業件数	1

- 川上・川下ビジネスネットワーク事業をはじめとするビジネスマッチングや各種商談会、物産展等への出展の推進・提案
- 公的機関や連携機関からの専門家派遣紹介を活用した課題解決
- ひょうご中小企業技術・経営力評価制度を活用した評価書取得の支援や事業性評価による経営課題解決

- 経営改善計画書の策定や定期的なモニタリング活動、適切な助言等による経営改善支援
- 中小企業再生支援協議会の利用促進、公的機関や連携機関からの専門家派遣紹介など、関連機関との連携による経営改善支援
- 中小企業再生支援協議会、信用保証協会や公的機関等との連携による事業再生等の支援
- 公的機関や連携機関からの専門家派遣活用による円滑な事業承継支援やM&A支援

当金庫が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況(先数)			
条件変更総数	好調先	順調先	不調先
263	7	1	255

## 事業性評価に基づく融資の取組み

	先数	融資残高(億円)
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高	727	359
上記計数の全与信先数および当該与信先の融資残高に占める割合	14.8%	17.4%

## ❖ 地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

### 1. 取組方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

### 2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- 金融円滑化への対応を定めた、「金融円滑化管理方針」および「金融円滑化管理規定」を制定します。
- 本部に金融円滑化統括責任者および金融円滑化管理責任者を設け、取組状況に関する検討・分析、並びに、関連部署への指示・指導を徹底します。
- 営業店において、営業店長を金融円滑化営業店責任者および融資担当役席を金融円滑化営業店担当者として選任し、お客様からの「金融円滑化相談窓口」として対応します。

### 3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や兵庫県信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

## ❖ 「経営者保証に関するガイドライン」について

中小企業・小規模事業者等(以下「中小企業」という)の経営者の方々による個人保証(経営者保証)の課題解決を目的に、日本商工会議所と全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究所」では、中小企業(債務者)や経営者(保証人)、金融機関(債権者)の自主的なルールとして「経営者保証に関するガイドライン」を策定しました。

平成26年2月1日以降、当金庫と中小企業の経営者の

皆さまとの間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等にこのガイドラインが適用されることとなります。

また、当金庫では、中小企業の経営者の方からのガイドラインに関する窓口を以下のとおりご用意しております。

兵庫信用金庫 本支店窓口 及び  
融資部 TEL.079-282-1259

※なお、お客様からの貸付条件の変更等及び上記ガイドラインに関するご意見や苦情相談は、下記の相談窓口をご利用ください。

兵庫信用金庫 お客様相談室  **0120-685-123** 受付時間/平日 9:00~17:00

## ❖ 経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、令和4年度に当金庫において、新規に無保証で融資した件数は703件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は23.7%、保証契約を解除した件数は40件、保証債務整理については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づく申し出はありませんでした。

### 経営者保証に関する取組方針

当金庫では「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

1. お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
2. 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
3. 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
4. お客さまからの既存の保証の変更・解除等の申し出があった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
5. 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求める必要がある場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。  
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
6. お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以上  
令和5年6月1日  
兵庫信用金庫

## 職場環境向上への取組み

### ❖ 次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく取組み

兵庫信用金庫は、女性のキャリア形成を支援し、より多くの女性職員が安心して、生き生きと継続的に働くことができる就業環境の整備を行うための取組みを実施しています。

### 女性の活躍に関する情報公表について

就職活動中の学生など求職者の企業選択に役立てるとともに、女性が活躍しやすい企業として優秀な人材の確保や競争力の強化を目的として、「女性の活躍の現状に関する情報」を公表いたします。

※厚生労働省HP「女性の活躍推進企業データベース」でも公表します。

### 女性の活躍の状況に関する情報 令和5年3月末現在

- ① 管理職に占める女性職員の割合 : 5.9%  
※役席者に占める女性職員の割合 : 16.9%
- ② 有給休暇の女性職員の取得率 : 72.1%
- ③ 全職員に占める女性職員の割合 : 40.8%

### 次世代認定マーク『プラチナくるみん』を取得

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主第5期行動計画(11項目の認定基準)を全て満たしたことから、厚生労働大臣から「特例認定一般事業主」の認定を受け、特例認定マーク「プラチナくるみん」を取得しました。

当金庫は、これからも子育てをおこなう労働者の職場と家庭との両立を支援し、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備に努めてまいります。



### 女性活躍推進認定マーク『えるぼし』を取得

女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定(5項目の認定基準)の内、4項目を満たしたことから、厚生労働大臣から認定マーク「えるぼし(段階2)」を取得しました。

当金庫は、これからも女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、女性の活躍推進に関する取組みに努めてまいります。



# 地域貢献・環境推進活動

## SDGsへの取組

### ひょうしんSDGs宣言

兵庫信用金庫は、「地域・お客様との『共通価値』の創造と発展(共存共栄)」を経営の基本方針とし、国連が提唱するSDGs(持続可能な開発目標)の達成に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献するよう努めてまいります。



令和3年4月1日  
兵庫信用金庫  
理事長 園田 和彦

### 【重点推進項目】

- **地域社会の活性化**  
地域社会の一員として、文化支援や環境保全などの地道な活動を通じて、地域の皆様との絆をより強いものにし、広く地域社会の活性化に取り組んでまいります。
- **地域経済の持続的な成長・発展**  
多様な課題の解決を通じて、地域振興や事業活動をご支援することにより、地域経済の持続的な成長・発展に取り組んでまいります。
- **地球環境の保全**  
金融機関の本来業務を通じて環境保全に貢献するとともに、資源の効率的利用を通じて事業活動に伴う環境負荷の低減に努めてまいります。
- **人材育成**  
女性のキャリア形成支援などを通じて、多様な人材が安心して、生き生きと継続的に働くことができる就業環境を整備し、「地域・お客様の成長を担う」人材の育成に努めてまいります。

## 「Himeji SDGs EXPO 2022」へのブース出展について

姫路商工会議所の100周年記念事業「Himeji SDGs EXPO 2022」(入場者数:約23,000人)が令和4年8月19日・20日の2日間、姫路市のアクリエひめじで開催されました。本イベントは持続可能な開発目標(SDGs)をテーマに、姫路市や企業・団体など約80以上のブースが出展し、それぞれの取り組みや専門家による講演、未来の姫路について考える場となりました。当金庫は「おみせやさんごっこ」と題し、子ども向けに模擬紙幣を使った買い物体験を企画しました。子ども達には決められた金額の中から、欲しい物を選び、小遣い帳に記入してお金の使い方を学んでいただきました。子ども達からは「お金の大切さがあった。もらったお小遣い帳をつけていきたい。」などの声があり、若年層の金融リテラシー向上の一端を担うことができました。今後においてもこのようなイベントに積極的に参加し、SDGs普及活動に努めてまいります。



## 「NPO法人フードバンクはりま」への寄贈について

「食品ロス」や「貧困」の問題に取り組まれるNPO法人フードバンクはりま様の活動に賛同し、職員から寄せられた食品655点を同法人へ寄贈させていただきました。



## 「SCBふるさと応援団」を活用した姫路市への寄附について

兵庫信用金庫は「信金中央金庫70周年記念事業」地域創生推進スキーム「SCBふるさと応援団」にかかる2022年度応募において、姫路市事業「SDGs×グリーン」グローバル人材育成事業を推薦し、信金中央金庫より姫路市に1,000万円が寄附されました。本制度は信金中央金庫が創立70周年を記念し、2020年度から2022年度までの3年間を実施期間としてSDGs(持続可能な開発目標)を踏まえ、信金中央金庫が企業版ふるさと納税等を活用した寄附を行うことにより、地域の課題解決および持続可能な社会の実現に資する地域創成事業を信用金庫とともに応援し、地域経済社会の発展に貢献することを目的として創設されました。

「SDGs×グリーン」グローバル人材育成事業とは「姫路市SDGs未来都市計画」に基づきグリーンな観点を取り入れ、多様なステークホルダーとの連携を図りながらグローバル人材の育成を推進する事業です。

当金庫では、今後も地方自治体との連携を強化し、地域経済活性化に向けた取り組みを続けてまいります。



## 100円募金活動

2009年5月より有志職員から毎月一律100円の募金を募り、高齢者の方々への支援活動のために活用しています。第13回目は、営業エリア内にある社会福祉協議会へ車いす10台を含む介護用品等を寄贈しました。これまでの車いすの寄贈台数は合計293台となりました。今後も当活動を継続し、高齢者の支援活動を応援していきます。

## バリアフリーの推進について

お客様の多様なニーズにお応えできるように各種バリアフリー機器を全店に設置しております。また、全職員は「認知症サポーター養成講座」を受講し、「認知症サポーター」となっています。障がい者・高齢者の方への介助方法について学び、より多くのお客様に安心してご利用いただける店舗づくりに取り組んでいます。

## 清掃活動

毎年「姫路城愛城会清掃奉仕活動」にボランティアとして参加しています。各営業店においても地元の清掃活動に積極的に取り組み、地域の美化に努めています。

※令和3年度に引き続き新型コロナウイルスの影響で活動が制限されましたが、当金庫では例年上記の活動を行っています。

## 兵庫県地域金融支援会議「伴走支援グッド・プラクティス発表会」への選定について

長期化する新型コロナウイルス感染症の流行、デジタル技術の革新及びSDGs・脱炭素への対応など、近年、中小企業・小規模事業者の皆さまを取り巻く経営環境は大きく変化しており事業者の皆さまが抱える経営課題は多様化しています。このような中、兵庫県信用保証協会が事務局を務める兵庫県地域支援金融会議では、本会議の参加機関による優れた伴走支援事例を公表し、県下の支援機関が組織を超えてそのノウハウを共有することで、伴走支援スキルの向上を図り、地域経済の発展に寄与することを目的として「伴走支援グッド・プラクティス発表会」が開催されました。

本会議の参加機関(36機関)から募集した「伴走支援事例」(56事例)の中から、神戸大学経済経営研究所長の監修のもと選考された好事例(10事例)に当金庫が選定され事例発表を行いました。

当金庫が発表した事例「生産性計数管理による収益改善支援」は、同所長から「収益の回復といった数値結果に伴い企業の経営資源を最大限に活用した経営改善事例であり、効果の高い支援内容である。地域金融機関として経営者との対話を通じ効果的な支援が行えている。」との講評をいただきました。

## 環境推進活動

地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE(=賢い選択)」の趣旨に賛同し、「環境にやさしい信用金庫」を目指して以下の活動を続けています。

- ・エコ商品の販売(エコ住宅ローン、エコカーローン)
- ・「エコマーク認定」を受けた制服の採用
- ・カーボンオフセット通帳の採用
- ・クールビズ、ウォームビズ
- ・エコ粗品の提供
- ・紙・電力・排気ガスの削減



## 地域イベントへの参加

「世界遺産姫路城マラソン」に毎年ボランティアスタッフとして参加し、給水所でのドリンク供給や走路員としてコース整備にあたるなど運営のお手伝いをしています。

各営業店においても、地域のイベントやお祭りなどに積極的に参加しています。

## ふれあい大学

地域貢献活動の一環として毎年、文化講演会「ふれあい大学」を開催しています。各方面でご活躍の著名人を講師としてお招きし、毎回250名を超える方々が受講されご好評をいただいております。

## 沿革・トピックス

## ❖ ひょうしんのあゆみ

昭和 6 年	1 月	網干信用販売組合設立 (S26.10.20.網干信用金庫に改組)	平成 16 年	1 月	公庫証券化住宅ローン(買取り型)の取扱開始			
昭和 9 年	6 月	飾磨信用組合設立 (S26.10.20.飾磨信用金庫に改組)	1 月	マルチペイメントネットワーク取扱開始	3 月	商工中金との業務提携締結		
昭和 24 年	6 月	上郡信用組合設立 (S25.7.6.赤佐信用組合に名称変更 S26.10.20.赤佐信用金庫に改組)	6 月	園田 正和・会長、園田 和彦・理事長に就任	7 月	中小企業金融公庫との業務提携締結		
昭和 26 年	1 月	神和信用組合設立 (S27.5.8.神和信用金庫に改組)	7 月	集金代行サービス取扱開始	11 月	無利息型普通預金取扱開始		
昭和 39 年	2 月	網干信用金庫と飾磨信用金庫が合併、 播磨信用金庫設立 (今村 記平、理事長に就任)	平成 17 年	4 月	「個人情報保護法」施行に対応			
昭和 40 年	7 月	赤佐信用金庫と播磨信用金庫が合併、 播磨信用金庫とする	6 月	国民生活金融公庫と業務提携	8 月	神戸ベンチャー育成投資事業有限責任組合設立に参画		
昭和 41 年	1 月	吉田 伯治、理事長に就任	平成 18 年	2 月	「お客様相談室」の設置			
昭和 42 年	6 月	下川 己之進、理事長に就任	2 月	「預金者保護法」施行に対応	7 月	信金西日本ソリューションセンター設立 当庫・尼崎信金・金沢信金・日本ユニシス共同出資		
昭和 46 年	3 月	豊田 次、理事長に就任	10 月	中小企業金融公庫CLO参加	平成 19 年	7 月	新オンラインシステムへ移行	
昭和 47 年	5 月	播磨信用金庫をはりま信用金庫に名称変更する	平成 22 年	3 月	「加古川支店」新築移転オープン	平成 22 年	3 月	「加古川支店」新築移転オープン
昭和 49 年	4 月	はりま信用金庫と神和信用金庫が合併、 兵庫信用金庫設立	平成 23 年	4 月	信金PLUS事業に参画	平成 23 年	4 月	信金PLUS事業に参画
昭和 51 年	1 月	園田 正和、理事長に就任	5 月	兵庫県融資制度「東日本大震災対応貸付」取扱開始	平成 24 年	11 月	「経営革新等支援機関」認定	
昭和 54 年	7 月	営業地区の変更、三田市、宝塚市を拡張、印南郡が 加古川市に編入され事業地区は15市7郡となる	平成 24 年	11 月	「経営革新等支援機関」認定	平成 25 年	2 月	「ひょうしんでんさいサービス」取扱開始
平成 2 年	5 月	営業地区を拡張、尼崎市を加え、16市7郡となる (事務センター完成)	平成 25 年	10 月	兵庫県立大学産学連携機構と 「産学連携協力の推進に係る協定書」を締結	平成 28 年	7 月	次世代認定マーク「プラチナくるみん」取得
平成 6 年	10 月	預金金利の完全自由化完了	平成 29 年	1 月	女性活躍推進認定マーク「えるぼし」取得	平成 29 年	11 月	姫路経済研究所(姫路商工会議所内)と連携協定締結
平成 8 年	4 月	「大久保支店」新築移転オープン	平成 30 年	11 月	みなと銀行とM&Aマッチング連携開始	平成 31 年	4 月	兵庫県中小企業家同友会と連携協定締結
平成 9 年	5 月	朝日監査法人と監査契約を締結	令和元年	10 月	出資証券ペーパーレス化(証券不発行)実施	令和元年	11 月	大阪ガス株式会社とのビジネスマッチング契約締結
平成 11 年	3 月	郵貯ATMと相互接続開始	11 月	兵庫県信用保証協会「ひょうご信用創生アワード」優秀賞受賞	令和 2 年	1 月	(公財)神戸市産業振興財団と事業承継にかかる連携協定締結	
平成 12 年	6 月	投資信託の窓口販売業務開始	10 月	「コロナ対策関連WEBセミナー」を開催	10 月	「コロナ対策関連WEBセミナー」を開催		
平成 13 年	1 月	イメージソング「のじぎくの花の輪を」制作	11 月	「WEB完結ローン」の取扱開始	11 月	「WEB完結ローン」の取扱開始		
平成 13 年	1 月	ロゴマークを一新	令和 3 年	2 月	〈住宅所有者限定〉ひょうしんフリーローン「ワンレイト」の 取扱開始	2 月	〈住宅所有者限定〉ひょうしんフリーローン「ワンレイト」の 取扱開始	
平成 13 年	4 月	火災保険の窓口販売業務の開始	8 月	「神戸駅前支店」を御旅支店に移転し、店舗内店舗として 営業開始	8 月	「神戸駅前支店」を御旅支店に移転し、店舗内店舗として 営業開始		
平成 13 年	7 月	「城西支店」名称変更並びに新築移転オープン	9 月	「藤原台支店」移転オープン	9 月	「藤原台支店」移転オープン		
平成 14 年	2 月	確定拠出年金の取扱開始	令和 4 年	5 月	「家島支店」移転オープン	5 月	「家島支店」移転オープン	
平成 14 年	3 月	関西西宮信用金庫より店舗の一部譲受け						
平成 14 年	10 月	生命保険商品の窓口販売業務開始						
平成 15 年	9 月	新インターネットバンキング取扱開始						
平成 15 年	11 月	「姫路中央支店」名称変更並びに新築移転オープン						
平成 15 年	12 月	法人インターネットバンキング取扱開始						

## ❖ トピックス【令和4年度】

令和4年 5 月	20日	「緑の募金活動」による募金を公益社団法人兵庫県緑化推進協会に寄付(11月15日にも同募金の寄付実施)
6 月	15日	「信用金庫の日」共同事業実施(専用ポケットティッシュ・花の種の頒布)
	20日	スーパー定期預金「夏真っ盛り」キャンペーン開始
8 月	19日20日	「Himeji SDGs EXPO 2022」へのブース出展
10 月	14日	法人格を対象とした、ひょうしんビジネスローン「プライム」の取扱開始
11 月	7日	「百円募金活動」により、県内12カ所の社会福祉協議会へ車椅子10台、自助具等を寄贈
	22日	スーパー定期預金「冬日和」キャンペーン開始
令和5年 2 月	20日	スーパー定期預金「春らんまん」キャンペーン開始
	24日	「第18回お客様満足度向上に向けたアンケート調査」実施
3 月	9日	「NPO法人フードバンクはりま」へ食品655品を寄贈

## 営業のご案内

## ❖ ひょうしん事業支援相談業務

当金庫は、経営にかかわる各種ご相談を承っております。  
ご相談の内容に応じて外部の専門家や公的機関への橋渡しもいたします。  
お取引の有無などは問いませんので、是非、お気軽に最寄りの店舗または事業支援課までお声がけください。

## 相談内容 お客様の成長を誘引する4つのサポート

## 1. 起業・創業支援

- ▶ 創業事業計画の策定支援
- ▶ 各種助成制度の活用アドバイス
- ▶ 創業に係る資金のご相談
- ▶ 創業後のフォローアップなど

スタートアップをサポート!!

## 2. 成長期

- ▶ ビジネスマッチング支援
- ▶ 専門機関を通じた人材マッチング支援
- ▶ 経営課題に向けた各種専門家のご紹介
- ▶ 働き方改革等、労務管理に精通した専門家のご紹介など

持続的な発展をサポート!!

## 3. 成熟・企業再生期

- ▶ 生産性向上に向け各種支援制度活用のご相談
- ▶ 後継者育成に向けたアドバイス
- ▶ 事業の多角化に向けたM&A支援
- ▶ 外部専門機関と連携した企業再生・経営改善のご支援など

経営基盤強化をサポート!!

## 4. 承継・事業再構築期

- ▶ 事業承継計画の策定支援
- ▶ 事業承継・自社株対策・相続対策等のご提案
- ▶ 相続や財産管理に精通した専門家の紹介
- ▶ 転廃業支援(転業・廃業・M&A等)など

円滑な事業承継をサポート!!

## お問い合わせ先

兵庫信用金庫 業務部 事業支援課  
TEL.079-282-1263 FAX.079-282-1252

## ❖ 相談業務

お客様の幅広いニーズにお応えするために相談窓口の充実・強化に努めています。

## 預り資産相談サービス

投資信託・生保年金等の預り資産の相談にお応えできるよう体制を整えております。お客様の人生設計に応じた資産形成・資産運用・相続関連(税理士連携)のご相談に丁寧にお応えいたします。

## 『資産運用』お客様の資産形成に…

当金庫では投資信託をはじめ、個人年金保険、一時払終身保険、変額保険、医療・がん・介護保険、傷害保険、国債、地方債などの商品を各種取り揃えております。

お客様にあった運用プラン、保険提案をご案内いたしますので是非お気軽に各支店窓口までご連絡ください。

## ローン相談サービス

住宅ローンやマイカーローン等各種消費者ローンのご相談につきましては最寄の営業店において行っておりますので、お気軽にお尋ねください。

## 『マイホーム』夢の実現に向けて…

新築・購入・リフォーム・借換えなどさまざまなローンについて、職員が丁寧にご案内しますので是非ご利用ください。

## ❖ インターネットバンキングサービス 令和5年3月末現在

インターネットに接続可能なパソコン(個人インターネットバンキングサービスはスマートフォンも利用可)による操作で残高照会や入出金明細照会・資金移動(振込・振替)などがご利用いただけるサービスです。

また、インターネットバンキングサービスをご利用のお客様はマルチペイメントネットワークサービス(ペイジー)もご利用いただけます。

法人インターネットバンキングサービス				
ご利用できる方	法人・個人事業者の方			
ご利用対象口座	普通預金・当座預金			
サービス内容	オンラインサービス	残高照会 入出金明細照会 振込・振替		
	ファイル伝送サービス	総合振込 給与振込 賞与振込 預金口座振替		
ご利用時間帯		平日	土・日・祝日(12月31日、1月1日~1月3日含む)	
	各種照会	残高照会	7:00~23:00	8:00~21:00
		入出金明細照会		
		取引履歴照会		
	資金移動(振込・振替)	当日		
		予約		
税金・各種料金の払込み				
ファイル伝送サービス	9:00~16:00	ご利用できません		
ご利用できる人数	最大5人まで			
月額基本手数料	オンラインサービス	1,100円		
	ファイル伝送サービス(オンラインサービスを含む)	2,200円		

※上記手数料には10%の消費税が含まれています。

個人インターネットバンキングサービス					
ご利用できる方	個人の方				
ご利用対象口座	普通預金				
サービス内容	残高照会	現在残高、前日・前月末の残高をご照会いただけます。			
	入出金明細照会	入出金のお取引をご照会いただけます。			
	振込・振替	ご指定のお振込先口座に振込ができます。			
ご利用時間帯		平日	土・日・祝日(12月31日、1月1日~1月3日含む)		
	各種照会	7:00~23:00	8:00~21:00		
				振込*	当日取引
					予約・予約取消
税金・各種料金の払込み					
月額基本手数料	無料				

\* お受取人様の金融機関が対応していない場合、または、お受取人様の口座の条件や口座の商品性によりましては、即時に入金されないケースがございます。

※ご利用端末について

法人インターネットバンキングサービス・個人インターネットバンキングサービスのご利用いただける端末はホームページに掲載しております。

## ❖ 預金業務

預金の種類	内容と特色	預入金額	預入期間
総口座	普通預金	1円以上	出し入れ自由
	定期預金	1,000円以上	1ヵ月以上5年以内
普通預金	無利息型普通預金(決済用普通預金)	1円以上	出し入れ自由
	当座預金		会社や商店のお取引に“ひょうしん”の小切手、手形をご利用ください。
	通知預金	10,000円以上	7日間以上
定期預金	自由金利型定期預金(大口預金)	1,000万円以上	1ヵ月以上5年以内
	自由金利型定期預金(スーパー定期)	1,000円以上	1ヵ月以上5年以内
	期日指定定期預金	1,000円以上 300万円未満	最長3年 (据置期間1年)
	定期積金(スーパー積金)	10,000円以上	6ヵ月以上5年以内
財形預金	財形住宅預金		積立期間5年以上
	財形年金預金	1,000円以上	5年以上 (据置期間6ヵ月以上5年以内)
	一般財形預金		3年以上の自動継続

## ❖ 信託代理店業務

信金中央金庫との代理店契約により信託代理店業務の取扱いを行っています。  
しんきん相続信託「こころのバトン」、しんきん暦年信託「こころのリボン」を取扱っています。

## ❖ 保険商品窓口販売業務

生命保険会社との代理店契約により、保険商品の窓口販売業務を行っています。  
ゆとりあるセカンドライフの資産形成に対するお客様のご要望にお応えいたします。

種類	保険料払込方法	特徴
年金保険	一時払型	加入時に定められた年金額を確実に お受け取りいただけます。 余裕資金の有効活用ができます。
終身保険	一時払型	万一の保障を一生にわたって確保できます。
医療・がん・介護保険	月払型	病気、ケガ、介護を一生にわたって保障します。
変額保険	平準払型	特別勘定により資産運用を行い、その運用実績によって保険金額等が増減します。

## ❖ 融資業務

個人向け融資			
ローンの種類	内容と特色	融資金額	融資期間
住宅ローン	住宅の新築、購入、住宅用地の購入、マンションの購入などマイホームづくりのためのローンで、①変動金利型、②固定金利型と③固定金利選択型があります。固定金利選択型では2年、3年、5年、10年、20年型があります。	1億円以内	40年以内 (一部50年以内)
証券化住宅ローン (フラット35・35S)	住宅金融支援機構が債権を買取りすることを前提とした住宅ローンで、長期安定した固定金利をご利用いただけます。	100万円以上 8,000万円以内	35年以内
リフォームプラン	お住まいの増改築、修繕、車庫建築など、手軽にお使いいただけます。また介護機器の設置工事にもご利用いただけます。	1,000万円以内	6ヵ月以上15年以内
公的つなぎローン	購入物件の所有権移転日以降、住宅金融支援機構等の資金交付日までの業者への支払にご利用ください。	100万円以上 「公的金融融資額」の 範囲内	原則として6ヵ月以内
無担保住宅ローン	不動産担保を必要とせず、不動産の購入資金、家屋増改築や住居修繕、住宅ローンの借換にご利用いただけます。	2,000万円以内	3ヵ月以上20年以内
きゃつするカードローン	カードでご利用いただけ、急な出費に対応できるローンです。	10万円以上 800万円以内	2年間 (2年毎に契約更新)
しんきんカードローン		10万円、30万円、 50万円、70万円、 100万円の5種類	2年間 (2年毎に契約更新)
シルバーきゃつする カードローン	満60歳以上69歳以下で年金受給されている方にご利用いただけます。充実したセカンドライフにご利用ください。	50万円以内	2年間 (2年毎に契約更新)
フリーローンモアV	満20歳以上で完済時81歳未満の個人または個人事業主の方にご利用いただけます。お使いみちは自由、事業性資金にもご利用ください。	1,000万円以内 (事業性資金は500万円以内)	6ヵ月以上10年以内
フリーローン「グッド」		500万円以内	6ヵ月以上10年以内
フリーローン「ドリーム」	満20歳以上で完済時75歳以下の個人または個人事業主の方にご利用いただけます。お使いみちは自由、事業性資金・おまとめ資金にもご利用ください。	500万円以内	3ヵ月以上10年以内
多目的ローン「ホープ」	満18歳以上で完済時81歳未満の安定収入のある方にご利用いただけます。冠婚葬祭や旅行など、お使いみちが確認できる資金にご利用ください。	500万円以内	6ヵ月以上10年以内
住宅所有者限定 フリーローン 「ワンレイト」	住宅を所有している方、もしくは住宅所有者の方と同居している1親等以内の親族の方で、満20歳以上かつ完済時75歳以下の個人または個人事業主の方にご利用いただけます。お使いみちは自由です。	500万円以内	6ヵ月以上10年以内
マイカーローンV	新車・中古車のご購入、車検・修理費用などの自動車に関する費用にご利用ください。	1,000万円以内	6ヵ月以上10年以内 (元金据置最長6ヵ月含む)
エコカープラン	環境にやさしいハイブリッド、低排出ガス車等新車・中古車購入資金に低利でご利用いただけます。	1,000万円以内	3ヵ月以上10年以内 (元金据置6ヵ月以内)
カーライフプラン	自動車の購入、免許取得費用、車庫建築費用等お車に関する資金にお使いいただけます。		
教育プラン (ザ・大志スペシャル)	入学、進学、受験など就学に付帯する費用にご利用ください。	500万円以内 (医学部・薬学部等の 6年制大学の場合は 1,000万円以内)	3ヵ月以上10年以内 (元金据置は卒業予定月まで) (医学部・薬学部等の6年制大学 の場合は3ヵ月以上16年以内)
しんきん一般個人ローン	文化的に豊かな生活を営むための資金に幅広くご利用いただけます。	500万円以内	3ヵ月以上10年以内 (元金据置6ヵ月以内)

事業者向け融資			
ローンの種類	内容と特色	融資金額	融資期間
事業者カードローン	当座貸越の口座から、契約限度内の範囲内で必要な時に必要な金額を反復してご利用いただけます。	100万円以上 2,000万円以内	2年間 (2年毎に契約更新)
「飛躍(ひやく)」	法人のお客様の資金ニーズに迅速に無担保でお応えできるローンです。	1億5,000万円以内	10年以内
「エール」	事業を営むお客様の事業資金に迅速にお応えできるローンです。	2,000万円以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
ビジネスローン「プライム」	業歴2年以上で決算を2期経過した法人で、事業資金【運転・設備・借換(他行庫、自金庫の借換含む)】にご利用いただけます。	10万円以上 500万円以内	6ヵ月以上10年以内 (期日一括返済の場合は1年以内)

## ❖ 証券業務

種 類	内 容 と 特 色
公共債の窓口販売	長期利付国債・個人向け利付国債等の公共債を窓口で販売しています。ご購入に際し、一定の条件に該当する方はお得なマル優・マル特がございます。
投資信託の窓口販売	国内債券を主な投資対象とするファンドや、海外債券、国内株式、海外株式を主な投資対象とするファンド、また国内不動産投信や海外不動産投信を主な投資対象とするファンド等を窓口でお取り扱いをしています。

## ❖ 代理貸付業務

各 団 体 名		
● 信金中央金庫	● 日本政策金融公庫	● 独立行政法人住宅金融支援機構
● 独立行政法人福祉医療機構	● 独立行政法人中小企業基盤整備機構	● 独立行政法人勤労者退職金共済機構

## ❖ 各種サービス

種 類	内 容 と 特 色
クレジット業務	近畿しんきんカードと提携して、しんきんVISAカード、しんきんJCBカードの発行の取次を行っています。
アンサーサービス	お客様の口座の入出金(振込や自動引落し)をファクシミリにてお知らせするサービスです。
法人インターネット バンキングサービス	法人・個人事業主のお客様を対象に、パソコンからインターネットを利用して各種照会等(残高照会・入出金明細照会)や資金移動(振込・振替)・一括データ伝送サービス(総合振込・給与振込・預金口座振替)・ペイジー(税金・各種料金払込)などが利用できるサービスです。
個人インターネット バンキングサービス	個人のお客様を対象に、パソコンやスマートフォンを利用して各種照会等(残高照会・入出金明細照会)や振込・ペイジー(税金・各種料金払込)などが利用できるサービスです。
投信インターネットサービス	ご自宅のパソコンやスマートフォンを利用して、インターネットで投資信託の購入や売却等ができるサービスです。
マルチペイメントネットワークサービス (ペイジー)	法人インターネットバンキングサービス・個人インターネットバンキングサービスを利用し、税金や各種料金等の払込ができるサービスです。
電子記録債権サービス (でんさいネット)	従来の手形に代わる新しい決済手段です。お取引などで発生した債権をインターネット(PC)を通じて電子記録を行うことで、安全・簡易・迅速に発生・譲渡・決済などを行うサービスです。
デビットカードサービス	ひょうしんのキャッシュカードでお買い物ができます。クレジットカードと違いお買い物と同時にお客様の指定口座より代金が引き落とされます。
しんきん電子マネー チャージサービス	お客様が携帯電話の操作により当金庫キャッシュカード発行済の口座から出金し、携帯電話に電子マネーをチャージ(入金)するサービスです。
ネット口座振替受付サービス	お客様が携帯電話やパソコンを介して収納機関のインターネットサイトから預金口座振替契約を締結できるサービスです。
自動受取サービス	給料、年金、配当金、国債の元利金などのお受取りに、安全で確実な自動受取サービスをご利用ください。
自動支払サービス	各種公共料金、学費、家賃、クレジット代金などの支払いに便利です。
定額振込「振込じょうず」	家賃、送り、月謝など毎月一定額を振込される個人・法人の方が利用できる自動振込サービスです。
学校諸費用等口座振替サービス	小学校・中学校・高校等の各種の学校を対象としたサービスで、生徒から定期的に徴収される授業料、育友会費、給食費などの学費を当金庫が預金口座振替により集金代行するものです。
貸金庫	預金証書、有価証券、権利証、貴金属等重要な財産を安全に保管させていただきます。
夜間金庫	金庫の営業時間終了後に、お客様の手持ちの現金、お店の売上金などをお預りし、ご指定の口座にご入金いたします。



# 令和4年度の業績

## ❖ 令和4年度の運営方針

当金庫は、令和2年度策定(期間3カ年)の第9次中期経営計画「地域・お客様との「共通価値」の創造と発展(共存共栄)」の実現に向け、令和4年度も取り組みを続けてまいりました。

同中期経営計画は、1.お客様との情報関係性を深め、お客様と地域社会の課題に応える(顧客の観点)、2.経営環境の変化に打ち勝つ、健全な業務運営・経営基盤の確立(組織の観点)、3.地域、お客様の成長を担う人材の育成(職員の観点)の3つを基本方針として掲げております。

また、コア業務純益(除投信解約益)、当期純利益、貸出金残高、預金残高、自己資本比率の5項目を目標経営指標としております。

## ❖ 令和4年度の経営環境

令和4年度における我が国経済は、供給制約の緩和とコロナ禍で先送りされたイベント需要やインバウンド需要の回復による経済活動の正常化により、内需を中心に持ち直しつつある一方、世界的な物価上昇のもと各国で見られる金融の引き締め、経済の足かせとして重くのしかかり、世界経済減速による国内経済への影響が懸念されました。また、世界的な金利上昇を受け、市場を取り巻く環境も不確実性が高まっております。

## ❖ 令和4年度の預金・貸出金・損益の状況

預金	貸出金	損益の状況
<p>お客さまの金利選好・安全性などのご希望にお応えできるよう、スーパー定期預金のキャンペーンを年3回実施したほか、キッズ定期預金や年金定期預金をご用意し、個人預金を中心に預金・積金残高は24億円増加し、7,087億円となりました。</p>	<p>お客さまの資金需要にお応えできるよう、一般事業資金、住宅ローン、消費性ローン等の商品をご用意しておりますが、過去に新型コロナウイルス関連貸出を積極的に実施した反動が続き、貸出金残高は116億円減少し、3,155億円となりました。</p>	<p>金利の上昇等により資金利益が増加したほか、信用コストの減少等により、経常利益は前年比670百万円増加の1,497百万円となり、当期純利益は、前年比745百万円増加し1,481百万円となりました。</p>

## ❖ 自己資本比率について

自己資本比率(令和5年3月末) **10.83%**

当金庫の安全性・健全性を示す比率のうち自己資本比率については、貸出金等のリスク・アセットの減少に加え、適正な内部留保により自己資本が増加したことで、前年比で0.43%ポイント上昇しました。

令和5年3月末の自己資本比率は10.83%と国内基準の4%を上回っており、「ひょうしん」の経営が安全かつ健全であることを示しています。

今後も皆様に安心してご利用いただけますように、リスク管理と収益力の強化を推し進め、自己資本の充実に努めてまいります。

自己資本比率の算出方法 >>> 自己資本比率 =  $\frac{\text{自己資本額}}{\text{リスク・アセット}} \times 100 = 10.83\%$

自己資本額 33,022 百万円  
リスク・アセット 304,901 百万円

## ■最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	9,499	9,679	9,437	9,307	10,357
経常利益	770	873	1,338	827	1,497
当期純利益	712	681	1,316	735	1,481
出資総額	2,427	2,408	2,392	2,400	2,404
出資総口数(千口)	4,854	4,816	4,784	4,801	4,809
純資産額	31,565	30,064	34,440	33,239	27,744
総資産額	729,091	710,879	756,068	763,148	739,644
預金積金残高	690,315	676,151	696,626	706,301	708,765
貸出金残高	328,772	325,333	341,371	327,234	315,572
有価証券残高	196,139	212,440	232,475	246,947	238,469
単体自己資本比率(%)	9.30	9.32	10.07	10.40	10.83
出資に対する配当金	95	96	95	94	95
出資1口当たりの配当金(円)	20	20	20	20	20
役員数(人)	11	11	10	9	10
うち常勤役員数(人)	7	7	6	6	7
職員数(人)	542	521	499	486	468
会員数(人)	44,198	43,641	43,184	42,581	41,873

(注)残高、計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

# 信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく記載事項

I. 単体(信用金庫法施行規則第132条等における規定)	ロ. 金庫及びその子会社等の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額
1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ……資料 17
イ. 事業の組織 ……現況 8	②危険債権 ……資料 17
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名 ……現況 8	③三月以上延滞債権(貸出金のみ) ……資料 17
ハ. 会計監査人の氏名又は名称 ……現況 8	④貸出条件緩和債権(貸出金のみ) ……資料 17
二. 事務所の名称及び所在地 ……現況 32	⑤正常債権 ……資料 17
2. 金庫の主要な事業の内容 ……現況 2	ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 ……資料 27
3. 金庫の主要な事業に関する事項	二. 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの ……資料 16
イ. 直近の事業年度における事業の概況 ……現況 31	4. 報酬等に関する事項であって、金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの ……資料 12
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項 ……現況 31	
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表に掲げる事項 ……資料 7	
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
イ. リスク管理の体制 ……現況 10	
ロ. 法令遵守の体制 ……現況 12	
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 ……現況 18	
二. 金融ADR制度への対応 ……現況 15	
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 ……資料 2	
ロ. 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ……資料 15	
②危険債権 ……資料 15	
③三月以上延滞債権(貸出金のみ) ……資料 15	
④貸出条件緩和債権(貸出金のみ) ……資料 15	
⑤正常債権 ……資料 15	
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 ……資料 20	
二. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券 ……資料 10	
② 金銭の信託 ……資料 11	
③ 第102条第1項第5号に掲げる取引 ……資料 12	
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ……資料 15	
ヘ. 貸出金償却の額 ……資料 15	
ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 ……資料 3	
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの ……資料 12	
7. 直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者記名 ……資料 3	
(参考)退職給付会計について ……資料 13	
II. 連結(信用金庫法施行規則第133条等における規定)	II. 連結会計年度の開示事項
1. 金庫及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	(1) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 ……資料 27
イ. 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 ……資料 16	(2) 自己資本の構成に関する事項 ……資料 27
ロ. 金庫の子会社等に関する事項 ……資料 16	(3) 自己資本の充実に関する事項 ……資料 28
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	(4) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
イ. 直近の事業年度における事業の概況 ……資料 16	イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 ……資料 29
ロ. 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項 ……資料 16	ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ……資料 29
3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 ……資料 29
イ. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書 ……資料 16	ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 ……資料 29
	(5) 信用リスク削減手法に関する事項 ……資料 29
	(6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 ……資料 29
	(7) 証券化エクスポージャーに関する事項 ……資料 29
	(8) 出資等エクスポージャーに関する事項 ……資料 29
	(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 ……資料 29
	(10) 金利リスクに関する事項 ……資料 29

現況…兵庫信用金庫の現況  
資料…資料情報編(資料情報編については、ホームページに掲載しております。)

## ひょうしんのネットワーク

## ❖ 店舗一覧 (令和5年5月31日現在)

地区	店名	住所	TEL	キャッシュコーナー稼働時間	
				平日	土・日曜日・祝日
姫路市	1 本部	〒670-0935 姫路市北条口三丁目27番地	079(282)1255	—	—
	1 本店営業部	〒670-0935 姫路市北条口三丁目27番地	079(282)1340	8:00~21:00	9:00~19:00
	2 飾磨支店	〒672-8051 姫路市飾磨区清水111番地	079(234)1313	8:00~21:00	9:00~19:00
	3 西飾磨支店	〒672-8079 姫路市飾磨区今在家四丁目20番地の1	079(234)1311	8:00~21:00	9:00~19:00
	4 広畑支店	〒671-1121 姫路市広畑区東新町一丁目10番地の2	079(236)3001	8:00~21:00	9:00~19:00
	5 蒲田出張所	〒671-1103 姫路市広畑区西夢前四丁目213番地	079(236)2727	8:00~21:00	9:00~19:00
	6 網干支店	〒671-1234 姫路市網干区新在家1406番地	079(272)0881	8:00~21:00	9:00~19:00
	7 網干駅支店	〒671-1227 姫路市網干区和久294番地の1	079(272)4433	8:00~21:00	9:00~19:00
	8 白浜支店	〒672-8023 姫路市白浜町甲329番地	079(246)1751	8:00~21:00	9:00~19:00
	9 姫路中央支店	〒670-0965 姫路市東延末二丁目163番地	079(223)7871	8:00~21:00	9:00~19:00
	10 今宿支店	〒670-0055 姫路市神子岡前一丁目2番10号	079(298)3567	8:00~21:00	9:00~19:00
	11 城西支店	〒670-0084 姫路市東辻井二丁目6番31号	079(293)1111	8:00~21:00	9:00~19:00
	12 野里駅前支店	〒670-0806 姫路市増位新町二丁目18番地	079(224)2345	8:00~21:00	9:00~19:00
	13 御立支店	〒670-0074 姫路市御立西六丁目3番28号	079(297)4555	8:00~21:00	9:00~19:00
	14 家島支店	〒672-0101 姫路市家島町真浦2140番地	079(325)1122	8:45~17:00	—
15 坊勢出張所	〒672-0103 姫路市家島町坊勢133番地	079(327)1221	10:00~15:00	—	
神戸市	16 神戸中央支店	〒650-0004 神戸市中央区中山手通二丁目4番11号	078(391)6011	8:00~21:00	9:00~19:00
	17 神戸駅前支店	〒652-0804 神戸市兵庫区塚本通四丁目3番5号(御旅支店内)	078(575)8886	8:00~21:00	9:00~19:00
	18 御旅支店	〒652-0804 神戸市兵庫区塚本通四丁目3番5号	078(575)8886	8:00~21:00	9:00~19:00
	19 新長田支店	〒653-0841 神戸市長田区松野通三丁目3番28号	078(611)6331	8:00~21:00	9:00~19:00
	20 六甲支店	〒657-0027 神戸市灘区永手町三丁目4番15号	078(851)2311	8:00~21:00	9:00~19:00
	21 五毛出張所	〒657-0815 神戸市灘区薬師通一丁目2番7号	078(881)6211	8:45~21:00	9:00~19:00
	22 滝の茶屋支店	〒655-0883 神戸市垂水区王居殿一丁目5番2号	078(751)1955	8:00~21:00	9:00~19:00
	23 学が丘支店	〒655-0004 神戸市垂水区学が丘四丁目22番41号	078(782)8111	8:00~21:00	9:00~19:00
	24 東灘支店	〒658-0011 神戸市東灘区森南町一丁目6番5号	078(451)0161	8:45~21:00	9:00~19:00
	25 藤原台支店	〒651-1321 神戸市北区有野台二丁目1の1	078(981)5552	8:00~21:00	9:00~19:00
	26 山の街支店	〒651-1221 神戸市北区緑町六丁目1番1号	078(581)0011	8:00~21:00	9:00~19:00
	27 鈴蘭台支店	〒651-1113 神戸市北区鈴蘭台南町六丁目14番20号	078(592)5881	8:45~21:00	9:00~19:00
西宮市	28 甲子園支店	〒663-8151 西宮市甲子園洲島町9番10号	0798(47)4151	8:00~21:00	9:00~19:00
明石市	29 大久保支店	〒674-0058 明石市大久保町駅前二丁目6番地の5	078(936)6231	8:00~21:00	9:00~19:00
加古川市	30 東加古川支店	〒675-0101 加古川市平岡町新在家275番地	079(423)2455	8:45~21:00	9:00~19:00
	31 加古川支店	〒675-0065 加古川市加古川町篠原町50番地の7	079(423)0131	8:45~21:00	9:00~19:00
高砂市	32 高砂支店	〒676-0072 高砂市伊保港町一丁目8番1号	079(448)6001	8:00~21:00	9:00~19:00
たつの市	33 御津支店	〒671-1341 たつの市御津町釜屋10番地の5	079(322)1151	8:00~21:00	9:00~19:00
	34 新宮支店	〒679-4313 たつの市新宮町新宮1040番地13	0791(75)3211	8:45~21:00	9:00~19:00
相生市	35 相生支店	〒678-0031 相生市旭一丁目2番地の3	0791(22)4425	8:45~21:00	9:00~19:00
赤穂市	36 赤穂支店	〒678-0239 赤穂市加里屋50番地の6	0791(43)1301	8:00~21:00	9:00~19:00
	37 尾崎出張所	〒678-0226 赤穂市さつき町11番地の9	0791(45)1238	8:00~21:00	9:00~19:00
揖保郡	38 太子支店	〒671-1561 揖保郡太子町鶴1327番地の7	079(276)4141	8:00~21:00	9:00~19:00
赤穂郡	39 上郡支店	〒678-1231 赤穂郡上郡町上郡1645番地の81	0791(52)0330	8:45~21:00	9:00~19:00
佐用郡	40 佐用支店	〒679-5301 佐用郡佐用町佐用3013番地	0790(82)2224	8:00~21:00	9:00~19:00

## ❖ 営業地区

姫路市・加古川市・高砂市・赤穂市・相生市・加西市・明石市・小野市・三木市(旧美嚢郡吉川町を除く)・三田市  
神戸市・芦屋市・西宮市・宝塚市・尼崎市・宍粟市・たつの市・揖保郡・赤穂郡・佐用郡・加古郡・神崎郡

## ❖ 店外ATM一覧

店名	設置場所	キャッシュコーナー稼働時間	
		平日	土・日曜日・祝日
大津出張所	姫路市大津区天神町二丁目65番地	8:45~21:00	9:00~19:00
妻鹿出張所	姫路市飾磨区妻鹿19番地の4	8:45~21:00	9:00~19:00
イオンモール姫路リバーシティー出張所	イオンモール姫路リバーシティー 1階	9:00~21:00	9:00~19:00
イオンモール姫路大津出張所	イオンモール姫路大津 1階	9:00~21:00	9:00~19:00
姫路赤十字病院出張所	姫路赤十字病院2階ホール	8:00~20:00	9:00~17:00
ヤマダストアー網干店出張所	ヤマダストアー網干店入口横	9:00~21:00	9:00~19:00
ヤマダストアー新辻井店出張所	ヤマダストアー新辻井店 2階	9:00~21:00	9:00~19:00
コープ砥堀出張所	コープ姫路砥堀店 1階	9:00~21:00	9:00~19:00
コープ田寺出張所	コープ姫路田寺店 1階	8:00~20:00	9:00~17:00
新開地出張所	神戸市中央区中町通四丁目2番16号	8:45~21:00	—
エコー・リラ出張所	エコー・リラショッピングセンター本館 2階	9:00~21:00	9:00~19:00
久崎出張所	佐用郡佐用町久崎248番地の8	8:45~21:00	9:00~19:00
主婦の店赤穂店出張所	主婦の店赤穂店内	9:00~21:00	9:00~19:00

## ❖ 当金庫のディスクロージャー誌の閲覧に係るご案内

当金庫のディスクロージャー誌の、より詳細な情報については「資料情報編」として当金庫のホームページに掲載しております。

当金庫のウェブサイト

<https://www.shinkin.co.jp/hyoshin/hyoushin/index.html>

